

各機関における相談場面で生じる課題について（委員ご意見まとめ）

参考資料2

令和5年9月26日（火）
松戸市成年後見制度利用促進協議会

	委員名	ご意見（課題と感じていること）
①	岩崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後見制度について知りたいという家族等の相談には、後見制度の概要を説明した後、家族等で、申立てが可能と思われる場合は、まずは、家庭裁判所に申立てに関する書類をもらいに行き、ご家族自身での申立てができそうであれば家族による申立ての手続きを進めてもらうようにしており、難しいようであれば、再度相談をいただくこととしている。申立ての際の書類の作成の費用や後見人報酬の費用に関して、自己負担であることから、後見制度の利用をためらうケースがある。低所得の方には、報酬助成制度の利用の検討できるが、それ以外の方には、制度利用によりかかる費用の負担を感じることもあり、その制度の必要性の理解には、時間を要することがある。（財産がそれなりにあっても相続財産を減らしたくない等の家族の思いもあり、後見制度の利用にためらいを持つことがある。） ・ 後見制度の相談のみではなく、法律的な相談も含まれることもあり、包括で明確に回答できない場合には、広報まつどに掲示されている市主催の無料の弁護士等相談を紹介するなどしている。 ・ 市内のクリニック等で診断書の作成が可能かどうかの情報があれば良いと思います。
②	今成委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立費用の説明をすると、そこで申立を諦めてしまう方が多い。 ・ 市の助成制度もあるが、先払いとなるので、市民にとってはハードルが高いようである。例えば市と申立を代理する弁護士等との間で、直接お金のやり取りがある助成制度となると、もっと申立がスムーズになるのではないかと思う。
③	鷲田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護に認定を受けている方の相談が主になっている。後見制度利用が望ましいと支援者間で考えていても、本人が理解できない為に制度利用に繋がらないケースが多いと感じることがある。
④	児玉委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活自立支援事業の利用者について、判断能力が低下して後見制度の利用が決まった後、後見人等にこういった情報を引き継げばよいのか判断に迷うことがある。